

事故発生時の対応

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行い、すみやかに以下の手続きをお取りください。

※事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください

① 事故報告書の記入をお願いします。

78ページの事故報告書をコピーのうえ、ご記入ください。

右下段に保育所住所・保育所名・保育園長名をご記入のうえ、必ず公印を押印してください。

保育所専用の事故報告書がある場合は、そちらもご添付ください。



② 損保ジャパン日本興亜に事故報告書をFAXしてください。

76ページの最寄りの損保ジャパン日本興亜担当保険金サービス課に事故報告書をFAXしてください。(事故報告書の原本は別途郵送願います。)



③ 損保ジャパン日本興亜の担当者にご連絡ください。

FAX後、損保ジャパン日本興亜担当保険金サービス課にご連絡ください。損保ジャパン日本興亜の担当者が、事故報告書をもとに事故の状況などを確認させていただき、適切なアドバイスおよび保険金請求のためのご案内をします。特にセットプランまたはプラン1（保育所に賠償責任が発生する可能性があると思われる場合）については、その対応につき損保ジャパン日本興亜と十分ご相談ください。



④ 損保ジャパン日本興亜に保険金請求書類を提出してください。

保険金請求書類をご送付させていただきますので必要事項をご記入のうえご提出ください。



⑤ ご提出いただいた保険金請求書類を確認させていただき不備がなければ保険金をお支払いします。

(注) プラン1-①オプション4「クレーム対応サポート補償」については、本ページ記載の手続方法と異なります。お手続きの詳細については、P.18をご参照ください。